平成２５年（フ）第６５３号
兵庫県西宮市津門大箇町８番39―101号
破産者　當麻　弘美
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７号
兵庫県揖保郡太子町舗570番地　アダム・フィツラー Ａ棟102号室、開始決定時の住所兵庫県揖保郡太子町東南737番地406
破産者　樽　　茂廣
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第９７３号
広島市中区基町19番１―1914号
破産者　たかみやこと　髙見みゆき
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０号
宮崎市大字田吉4882番地
破産者　川越　　豊
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２６号
鹿児島県奄美市名瀬塩浜町13番15号
破産者　元野　弘一
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５９４号
兵庫県芦屋市東山町９番５―301号
破産者　池邊　　操
1　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
2　一般調査期日　平成26年７月18日午前10時15分
平成26年４月23日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４号
長野県塩尻市大字旧塩尻529番地８
破産者　小林　建彦
1　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
2　一般調査期日　平成26年７月28日午前11時
平成26年４月25日　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５４１７号
大阪市中央区徳井町２丁目４番３号
破産者　株式会社ヒューマンソリューション
1　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
2　一般調査期日　平成26年６月19日午後３時
平成26年４月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９号
秋田県湯沢市表町４丁目10番７号
破産者　田尻　祥子
1　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
2　一般調査期日　平成26年６月24日午前10時30分
平成26年４月24日　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第８０号
秋田県湯沢市表町４丁目10番７号
破産者　田尻　順和
1　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
2　一般調査期日　平成26年６月24日午前10時30分
平成26年４月24日　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第４３２号
北九州市小倉北区西港町123番地19
破産者　小林真一郎
1　破産債権の届出期間　平成26年５月30日まで
2　一般調査期日　平成26年７月３日午前10時30分
平成26年４月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５２２号
神奈川県相模原市南区下溝4380番地５　こぶしの森203号室、破産手続開始決定時の住所沖縄県那覇市首里金城町１丁目47番地１
破産者　猪野屋健二
1　破産債権の届出期間　平成26年６月６日まで
2　一般調査期日　平成26年７月30日午前10時
平成26年４月23日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５２号
堺市堺区一条通17番10―401号、前住所堺市東区日置荘北町１丁１番２号
破産者　ダイチ住宅こと　坂東　文夫
1　破産債権の届出期間　平成26年６月13日まで
2　一般調査期日　平成26年７月31日午前10時30分
平成26年４月24日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産管財人変更

平成２６年（フ）第５８号
盛岡市上堂４丁目５番35号
破産者　福島久美子
破産管財人　遠藤　大介が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　松本　聡子
平成26年４月16日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５９号
盛岡市上堂４丁目５番35号
破産者　福島功一郎
破産管財人　遠藤　大介が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　松本　聡子
平成26年４月16日
盛岡地方裁判所第２民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第７号
京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
清算株式会社　株式会社アサヒプラザ
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２１０９号
東京都港区麻布台１丁目11番９号
清算株式会社　株式会社マーチャントファイナンスコーポレーション
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２００２号
東京都渋谷区神泉町12番５号
清算株式会社　株式会社三棟産業
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１０５号
鹿児島県霧島市隼人町内1068番地１
清算株式会社　藤田金物株式会社
代表清算人　藤田　達郎
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者藤田達郎、同藤田博美及び同藤田スミヱを除く各協定債権者（以下、本件協定債権者という）に対し、各協定債権元本額に按分して弁済する。
2　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　協定債権者藤田達郎、同藤田博美及び同藤田スミヱは、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
5　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部